

令和8年4月1日から

※この資料で「法」とは、道路交通法をいいます。

知っていますか? 自転車の違反に 青切符導入!

取り締まりの対象年齢は

16歳以上!

交通反則通告制度

自転車等に対する交通反則通告制度
(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(いわゆる「青切符」)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

こんな違反は
反則金
の対象に!!
※一列を記載



携帯電話の使用等(保持)
反則金 12,000円

遮断踏切立ち入り
反則金 7,000円



並進 二人乗り
反則金 3,000円



車道の右側通行
信号無視(赤色等)
反則金 6,000円



一時不停止
イヤホンの使用



無灯火
反則金 5,000円



走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。



取り締まりは、自転車事故が多い時刻等の場所や重点的に実施されます。

車両の運転者としての自覚と責任を持ち、今まで以上に、ルールをしっかりと守りましょう。

自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」を確認してみましょう。



※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3回以内、2回以上行うと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。

自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類		反則金の額 (円)	反則行為の種類		反則金の額 (円)
携帯電話使用等(保持)		注1 12,000	乗合自動車発進妨害		
放置 駐車 違反	駐停車禁止 場所等	12,000	割込み等		
	高齢運転者等専用場所等 以外	10,000	交差点右左折等合図車妨害		
駐車 違反	駐停車禁止 場所等	11,000	交差点優先車妨害		
	高齢運転者等専用場所等 以外	9,000	緊急車妨害等		
道新踏切立入り		7,000	交差点等進入禁止違反		
速度 超過	25km以上30km未満	12,000	無灯火		
	20km以上25km未満	10,000	減光等義務違反		
	15km以上20km未満	7,000	合図不履行		注2
	15km未満	6,000	合図制限違反		注2 5,000
駐車 違反	駐停車禁止 場所等	9,000	警告器吹鳴義務違反		注2
	高齢運転者等専用場所等 以外	7,000	乗車積載方法違反		
駐車 違反	駐停車禁止 場所等	8,000	軽車両整備不良		
	高齢運転者等専用場所等 以外	6,000	自転車制動装置不良		注1
信号無視	赤色等	6,000	泥はね運転		
	点滅	5,000	転落等防止措置義務違反		
通行区分違反			転落積載物等危険防止措置義務違反		
追越し違反			安全不確認ドア開放等		
踏切不停止等			停止措置義務違反		
交差点安全進行義務違反		6,000	公安委員会遵守事項違反		
環状交差点安全進行義務違反			通行許可条件違反		
横断歩行者等妨害等			歩道徐行等義務違反		注3
安全運転義務違反			路側帯進行方法違反		
通行禁止違反			並進禁止違反		
歩行者用道路徐行違反			軌道敷内違反		
歩行者等側方通過義務違反			道路外出右左折方法違反		3,000
急ブレーキ禁止違反			交差点右左折方法違反		
法定横断等禁止違反			環状交差点左折等方法違反		
路面電車後方不停止			軽車両乗車積載制限違反		
優先道路通行車妨害等			制限外許可条件違反		
環状交差点通行車妨害等			原付等牽引違反		
徐行場所違反			自転車道通行義務違反		注3
指定場所一時不停止等			警告器使用制限違反		
幼児等通行妨害		5,000			
安全地帯徐行違反					
被側方通過車義務違反					
通行帯違反					
道路外出右左折合図車妨害					
指定横断等禁止違反					
車間距離不保持					
進路変更禁止違反					
追い付かれた車両の義務違反					

令和8年4月1日施行



注1 「携帯電話使用等(保持)」「自転車制動装置不良」は自転車を対象
 注2 「合図不履行」「合図制限違反」「警告器吹鳴義務違反」は自転車以外の軽車両を除く
 注3 「歩道徐行等義務違反」「自転車道通行義務違反」は普通自転車が対象

**もし、事故を起こしたり
事故にあったら…**

負傷者がいる場合には何より先に救護にあたり、迷わず119番通報をして救急車を呼びましょう。
 二次災害を防ぐため、安全を確保してから110番通報して警察に連絡しましょう。